

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	川越地区田津・元折・下大貫集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	32.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	▲0.6ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和元年度に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=26)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上は、全体の46%に上る。
また、当集落では、75才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が少ない状況であり、担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が、約50%程度の農地を集約化している。しかし、頻発する水害への影響により、安定した農業経営や農地の集約化に支障をきたしている。
このため、中心経営体への農地の集約化については、安全で守られる農地の確保が喫緊の課題となっている。

当集落において、中山間地域等直接支払制度に取り組む田津集落協定組織の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしている。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、46%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答している。集落外から入り作る既存の農業法人との連携強化や地区外からの人材確保が必要となっている。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、39%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要ないと回答している。しかしながら、当集落内の田津や下大貫の排水路については、繰り返される水害の影響で、土砂の埋そく箇所がある。このため、災害復旧事業の活用等により、その効用回復を図っていく。

■新規・特産化作物の取組方針

当集落の農地では、有機JAS認証を受けた圃場において、機能性食品の原料となる桑や自然栽培によるゴボウ等が多く栽培されている。これらの農産物は、首都圏や海外にも販売されるなど、本市を代表する農産物となっている。また、当集落では、産直向けの野菜生産者が他の集落に比較して、多く存在し、その安定供給が求められている。しかしながら、繰り返される水害の中で、安定生産と安定供給が困難になっており、営農再開・継続に向けた種苗、資材等の経費支援を行政に求めしていく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「個別に防護柵を設置し、鳥獣の侵入防止を図る」が最も回答数が多い。当集落では、深刻化するイノシシ被害の中で、行政に対して、捕獲対策の強化を求めていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「Uターン者や新規就農者等の担い手を取り込み、その担い手を集落が支える」が24%、「近隣の担い手と協力し、集落の農地を守っていく」が21%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が17%と回答し、担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向が全体の62%となっている。当集落は、既存の担い手や中山間地域直接支払い制度の協定組織による農地保全に期待を寄せており、担い手への農地の集約化と効率的な営農環境の創出が課題となっている。また、頻発する水害の中で、当集落の農業の発展においては、水害から安全に守られる農地の確保が前提との声があり、その確保に向けた対策を集落・行政が一緒になって検討していく。

■その他の取組方針

田津集落において、特に下流に位置する農地には、竹が繁茂し、農地の保全や営農に支障をきたしていることから、その対策を講じていくことが必要となっている。下大貫集落において、国道261号からの畑への進入路が、幅員狭小かつ急勾配であり、営農に支障をきたしていることから、その改善を求めていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		12.2 ha		11.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。